

電子申請の手引き(直接入力編)

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

令和8年4月

電子申請の手引き(直接入力編) 目次

産業廃棄物管理票交付等状況の報告に係る電子申請(直接入力)記載要領

1.	電子申請手続きの開始	1
2.	利用者管理	2
3.	手続き申込(手順内容 STEP3)	3
4.	手続き申込(メールアドレス入力 STEP4)	3
5.	手続き申込(確認メール送信完了 STEP5)	3
6.	手続き申込(申込 STEP6)	4
	(1) 報告者情報の入力	4
	(2) 当者連絡先の入力	4
	(3) 事業場の名称、業種及び所在地	4
	(4) 産業廃棄物の処理状況に関する事項の入力	6
	(5) 産業廃棄物の種類	6
	(6) 排出量	6
	(7) 管理票の交付枚数	6
	(8) 運搬受託者の許可番号	7
	(9) 運搬受託者の氏名または名称	7
	(10) 運搬先の住所	7
	(11) 処分受託者の許可番号	7
	(12) 処分受託者の氏名または名称	7
	(13) 処分場所の住所	8
	(14) 区間委託をしている場合	8
	(15) その他の注意事項	8
7.	手続き申込(申込確認 STEP7)	11
8.	手続き申込(申込完了 STEP8)	12
9.	申込内容の修正	13
	(1-1) 申込内容の照会(利用者登録をしている場合)	13
	(1-2) 申込内容の照会(利用者登録をしていない場合)	15
	(2) 申込内容の修正	16
10.	申込の取り下げ	18
別紙		
	産業廃棄物の種類	19
	産業廃棄物の換算係数	20
	業種コード	21

産業廃棄物管理票交付等状況報告に係る電子申請(直接入力)記載要領

広島県内の事業場から、前年度1年間(前年4月1日から本年3月31日まで)に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者は、マニフェストの交付状況について、県庁ホームページ電子申請窓口から6月30日までに申請(報告)してください。

※ 廃棄物を排出する事業場の所在地が、広島市、呉市及び福山市の場合は、各市長に報告してください。

【事業場に関する事項】

報告書は、原則、産業廃棄物を排出する事業場ごとに作成する必要がありますので、事業場が異なる場合は、それぞれ申請を行ってください。

業種が建設業関係の場合の「事業場」とは、作業に伴って産業廃棄物を排出したそれぞれの工事現場、作業現場等が該当します。他業種でも、建設業の業務を行った場合には同様です。

但し、広島県内(広島市、呉市及び福山市を除く。)で、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場(工事現場等)が2以上ある場合にはまとめて報告することもできます。

広島県のホームページ(トップページ)から、

①サイト内検索に「マニフェスト報告」を入力して検索し、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等状況報告 - ecoひろしま」をクリックするか、

②左または上部にあるアイコンから、次の順にクリックしてください。

「くらし・教育・環境・文化」 → 「環境」 → 「産業廃棄物の適正処理に関することなら」
→ 「申請・届出・報告」 → 「マニフェスト報告」

広島県ホームページ(トップページ)



「ecoひろしま～環境情報サイト～ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等状況報告」のページが開きます。

「2. 報告方法について」の「電子申請（インターネット）による報告について」の項に報告の種類が2種類提示されます。

報告するマニフェストが少ない場合は、1番目の「電子申請(直接入力)」の「電子申請システムはこちら」の欄の「電子申請システム(直接入力)」をクリックすると、広島県電子申請システムのトップページが表示されます。

報告するマニフェストの種類(廃棄物、運搬受託者、処分受託者の組合せが違うもの)が多い場合や、データを Excel ファイルで保存したい場合は、2番目の「電子申請(電子ファイル添付)」が便利です。

ecoひろしま～環境情報サイト～

(コピー) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付等状況報告

印刷用ページを表示する 掲載日: 2025年4月1日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付した事業者は、マニフェスト交付等状況に係る報告が義務化されています。(平成20年度～)

1. マニフェスト交付等状況報告書について

報告義務者

広島県内で産業廃棄物を排出する事業者で、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付している事業者 (2次マニフェストを交付する中間処理者を含みます。)

※ 電子マニフェストも使用した場合は、情報処理センター (注) が行政報告を行いますので、事業者自身が報告する必要はありません。

(注) 国内で唯一の情報処理センターとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣から指定を受けています。当該法人及び電子マニフェストシステムの詳細は、下記のホームページを参照してください。
※ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター (JWnet) のホームページ

報告対象期間及び報告期間

報告対象: 前年4月1日から本年3月31日までの間に交付したマニフェスト
報告期間: 本年4月1日から6月30日まで

2. 報告方法について

報告方法は次のとおりです。マニフェストの使用枚数などに応じて、最も適当な方法を選択してください。

報告の種類	報告方法	電子申請システムはこちら
電子申請 (電子ファイル添付)	電子ファイル形式 (Excel) にデータを保存し、電子申請システムにおいてその電子ファイルを添付して報告します。 ① 電子ファイル形式 (Excelファイル) ② 電子申請の手引き (電子ファイル添付編) (PDFファイル)	電子申請システム (電子ファイル添付)
電子申請 (直接入力)	電子申請システムにおいてデータを直接入力し、報告します。 ① 電子申請の手引き (直接入力編) (PDFファイル)	電子申請システム (直接入力)

「直接入力」の場合はここをクリック

「電子ファイル添付」の場合はここをクリック

1 電子申請手続きの開始

トップページ画面

広島県電子申請システム ラクラク!

[ログイン](#)
[利用者登録](#)

[申請者ダウンロード](#)

[手続き申込](#) > [申込内容照会](#) > [取置き通知](#)

手続き申込

手続き名	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付申請書
受付時期	2025年4月1日9時00分～2025年4月30日17時00分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

[ログイン >](#)

(1) 利用者登録をしないで申請する場合はこちらをクリック（5 ページ「3 手続き申込（手続き内容）」に続く。）

(2) 利用者登録をする場合はこちらをクリック（4 ページ「2 手続き申込」に続く。）

(3) 既に利用者登録がお済みの方は、**利用者ID** と **パスワード** を入力し、**ログイン** をクリック（5 ページ「3 手続き申込（手続き内容）」に続く。）

2 手続き申込

(1) 手続き選択をする（手続き説明）

利用規約を確認し、ご理解いただけたら **同意する** をクリックしてください。

(2) メールアドレスの確認(利用者 ID 入力)

連絡先メールアドレス（利用者 ID） 欄に連絡できるメールアドレスを入力し、

連絡先メールアドレス(確認用)（利用者 ID） 欄に再度メールアドレスを入力してください。

完了する をクリックしてください。

登録アドレス確認メールが利用者 ID(メールアドレス)に送信されます。

迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-hiroshima@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

携帯電話のメールでは、初期設定で URL リンク付きメールを拒否する設定をされている場合がありますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

上記の対策を行っても、申込画面の URL を記載したメールが返信されて来ない場合には、申込を別のメールアドレスを使用して行ってください。

手続き名	産業廃棄物管理 (マニフェスト) 交付状況報告書
説明	産業廃棄物管理 (マニフェスト) を交付した事業者は、平成20年度から、県 (広島県、島根県及び岡山県) については、各府) に対してマニフェストの交付状況を報告する必要があります。 県では、この手続きを電子申請でも対応しておりますので、選択までの業務をお断りします。 こちらの電子申請様式は、申請画面に必要事項を記載入力し、提出していただく電子申請様式です。 【報告対象】 前年度 4月1日から3月31日のマニフェストの交付状況 【報告期限】 毎年6月30日まで 【関係法令】 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律
受付時期	2019年4月1日09時00分～2021年
問い合わせ先	広島県 環境部長 産業廃棄物
電話番号	082-613-2963
FAX番号	082-211-5374
メールアドレス	fan24h@pref.hiroshima.lg.jp
電子申請の手引き	電子申請の手引き (申請ガイド) .pdf

「個人」又は「法人」をクリック

連絡先メールアドレス (利用者 ID) を入力
確認用に再度同じメールアドレスを入力

完了する をクリック

(3) 利用者登録（続き）

送信されたメールに記載されている「利用者管理」への URL をクリックし、「利用者管理」で残りの情報を入力して登録を完了させてください。

利用者管理に進めるのは、メールを送信してから 24 時間以内です。この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

以上で登録手続きが完了しました。

(3 ページ「1 電子申請手続きの開始」のトップページ画面の (3) に続く。)

3 手続き申込（手続き内容 STEP3）

手続き説明と利用規約画面が表示されますので、内容をご理解いただけましたら、「同意する」をクリックしてください。

（既に利用者登録がお済みの方は、6 ページ「6 手続き申込（申込）」に続く。）

4 手続き申込（メールアドレス入力 STEP4）

連絡先メールアドレス欄を入力、連絡先メールアドレス（確認用）欄に再度メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックすると申込画面の URL を記載したメールが連絡先メールアドレスに送信されます。

手続き説明画面



同意する をクリック

メールアドレス入力画面



連絡先メールアドレス（利用者 ID）を入力
確認用に再度同じメールアドレスを入力

完了する をクリック

5 手続き申込（確認メール送信完了 STEP5）

(1) メールが送信が完了するとメール送信完了の画面が表示されます。

メールの受信を確認してウィンドウを閉じてください。

(2) 手続き申込（メールの受信）

受信したメールを開き、本文中にある申込画面の URL をクリックすると申込画面が別ウィンドウで開きます。



この URL をクリック

6 手続き申込（申込 STEP6）

申込画面（7ページ参照）が開きます。この入力フォームは、排出事業場ごとに入力するようになっていますので、事業場が異なる場合は、再度の入力をお願いします。

ただし、複数の工事現場等をまとめて報告することも可能です。

（(3) 事業場の名称、業種及び所在地の項を参照。）

(1) 報告者情報の入力

「報告者」とは、排出事業者のことで、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する個人排出事業者は氏名を、法人排出事業者は名称を、前と後に分けて入力してください。

また、郵便番号、住所及び法人にあっては代表者の氏名を入力してください。

(2) 担当者連絡先の入力

「担当者」とは、この報告を作成、報告された方です。報告された内容について問合せをする場合がありますので、報告書を作成し入力された担当者について、所属、氏名、電話番号および Fax 番号を入力してください。

(3) 事業場の名称、業種及び所在地

(ア) 「事業場の名称」は、当該産業廃棄物を排出した事業場の名称を入力してください。

ここでいう事業場とは、広島県内（広島市、呉市、福山市を除く。）の営業所や工場又は工事現場等で、産業廃棄物を発生し、マニフェストを交付して産業廃棄物の運搬を委託した場所をさします。（処分場まで自社運搬した場合も含む。）

産業廃棄物の処理状況については、原則、排出事業場ごとに産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者を入力する必要があります。

ただし、複数の工事現場等をまとめて報告する時、例えば、広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）で設置が短期間又は所在地が一定しない工事現場等が2以上あり、1つにまとめて報告する場合は、事業場の名称に「県管轄区域内の工事現場」等と入力してください。

（次ページの下 ※記載例（複数の工事現場をまとめて報告する場合）を参照。）

(イ) 「業種」は報告者の業種を、 をクリックして表示されるリスト（日本標準産業分類における事業区分（中分類））の中から自社が該当するものを選択してください。

総合工事業等で、工場等の工事現場が事業場の場合は、工事を行った自社の業種「総合工事業」等が該当し、工事や作業を行った、その工場等の業種ではないので間違えないようにしてください。

(ウ) 「事業場の所在地」は、産業廃棄物を排出した事業場の所在地です。排出場所が支社や工場等の場合はその住所を記入してください。

複数の工事現場等をまとめて報告する場合は、所在地に「県管轄区域内の代表的な工事現場等の住所と『他』」と入力してください。記入は市町名から入力してください。

（次ページの下 ※記載例（複数の工事現場をまとめて報告する場合）を参照。）

申込画面（入力画面）

報告者情報

報告書を提出する排出事業者の名称又は氏名を前後に分けて入力（報告担当者の氏名ではありません。）

氏（法人名（前）） 必須

個人の場合 記載例) 広島太郎 → 広島
法人の場合 記載例) 広島株式会社 → 広島

氏

郵便番号を半角数字で7桁の連続番号で入力。
住所検索をクリックすると、住所が途中まで入力されます。

名（法人名（後）） 必須

個人の場合 記載例) 広島太郎 → 太郎
法人の場合 記載例) 広島株式会社 → 株式会社

名

住所（郵便番号） 必須

郵便番号

法人の場合は、代表者の氏名を入力

住所（住所） 必須

住所

代表者氏名

氏

名

担当者連絡先

内容について問合せをする場合があるので、報告担当者の部署、氏名、電話番号、FAX番号を入力

担当者所属

担当者名 必須

氏

名

電話番号 必須

電話番号

FAX番号

電話番号

事業場の名称、業種、事業場の所在地を入力。
(業種は、報告者の業種を (プルダウン) から選択。
他の会社の工事等の場合でも、他社の業種ではなく、工事を行った報告者の業種を選択。)

事業場の名称 必須

業種 必須

事業場の所在地 必須

※ 記載例（複数の工事現場をまとめて報告する場合）

事業場の名称 必須

業種 必須

事業場の所在地 必須

(4) 産業廃棄物の処理状況に関する事項の入力

一つの事業場で 15 項目の産業廃棄物の報告が入力できます。(10 ページに入力例)

産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者の組み合わせが異なる場合は、産業廃棄物が同じであっても、それぞれ別の項目に産業廃棄物の処理状況を入力してください。

報告が 15 項目以上の場合、報告を 2 つ以上に分けて記入するか、もう一つの電子申請方法「電子申請システム（電子ファイル添付）」により報告してください。

(5) 産業廃棄物の種類

委託処理した産業廃棄物の種類について、 をクリックして表示されるリストから該当するものを選択してください。

廃棄物が事務机等のように複数の種類の産業廃棄物が一体不可分の状態で混合している場合は、重量的に最も構成比が高い産業廃棄物の種類を選択してください。(例：事務機の場合は、金属くずと廃プラスチック類の混合物ですが、重量的に金属の構成比が高いものは、「金属くず」を選択してください。)

電気製品が廃棄物になったものは「廃電気機械器具」として報告できますが、建設系の廃棄物で「建設混合廃棄物」として報告できるものは、がれき類に紙くず、木くず、繊維くず等が混合し、安定型最終処分場に搬入できないものに限りません。

がれき類とガラスくずの混合物とか、紙くず、木くず、繊維くずなどが混在しているが、焼却等分別せずに処分するものは、重量的に最も構成比が高い産業廃棄物の種類を選択してください。(別紙「産業廃棄物の種類」の具体例を参照。)

また、産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その産業廃棄物の種類（金属くず、廃プラスチック類等）にかかわらず、「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を選択してください。

※ 原則としてマニフェストは産業廃棄物の種類ごと・運搬車両ごと・処分場所ごとに交付する必要があり、報告もそれぞれ別々に入力します。

(例：廃プラスチック類を C 社の処理施設に運搬する場合、A 社が運搬する時と B 社が運搬する時がある場合、廃プラスチック類の記載は A 社運搬の場合と B 社運搬の場合を別々の行で入力します。A 社を運搬受託者に、B 社を運搬受託者 2 に記載するのは誤りです。)

(6) 排出量

委託処理した産業廃棄物の量について、重量を t (トン) を用いて小数点以下 3 桁 (4 桁目を四捨五入) まで入力してください。この時、桁を示すカンマ「、」(例 1,000.000) は使用しないでください。

産業廃棄物の量を体積 (m³ 等) で管理している場合は、別紙「産業廃棄物の換算係数」を用いて必ず重量の t (トン) に換算し、小数点以下 3 桁まで入力してください。

※ 廃棄物の量が非常に少なく、四捨五入後の値が 0.000 トンとなった場合は「0.000」を入力。

(7) 管理票(マニフェスト)の交付枚数

当該産業廃棄物を委託処理する際に交付した管理票の枚数を入力してください。

(8) 運搬受託者の許可番号

当該産業廃棄物の収集運搬を委託した許可業者の、許可番号の下 6 桁を入力してください。

(例：許可番号が「03401345678」の場合は「345678」を入力。)

- ※ 収集運搬を排出事業者自ら行った場合は「999999」を入力してください。(排出者が収集運搬業の許可を持っていても同様です。)
- ※ 運搬受託者が再委託を行った場合は、運搬受託者(契約者)ではなく、実際に運搬を行った再受託者について入力してください。

(9) 運搬受託者の氏名または名称

当該産業廃棄物の収集運搬を委託した収集運搬業者名(産業廃棄物収集運搬許可証に記載されている氏名)を入力してください。(個人の許可の場合、屋号ではなく、個人名を入力。)

- ※ 収集運搬を排出事業者自ら行った場合は、「自社」と入力してください。

(10) 運搬者の搬入先

当該産業廃棄物の運搬先(都道府県名または政令市名)を、 をクリックして表示されるリストから選択してください。(広島県内の場合、広島市、呉市、福山市も選択肢にありますので、該当する場合はそれぞれの市を選択してください。)

通常の運搬は処分場所まで直送しますので、この場合は処分場所の住所と同じになります。

- ※ 収集運搬業者の住所、所在地ではありませんので注意してください。
- ※ 原則として処分を委託した業者の中間処理場又は最終処分場の所在地となります。
- ※ 運搬受託者が自社の保管施設で積替え保管を行った後に処分場に搬入した場合でも、搬入した処分場所等の所在地を入力してください。
- ※ 運搬区間を区切って、複数の運搬業者が運搬する場合は、(14)を参照してください。

(11) 処分受託者の許可番号

当該産業廃棄物の処分を委託した処分業者(中間処理を行う場合は中間処理業者。以下同じ。)の許可番号の下 6 桁を入力してください。

処分業者は、マニフェストの「処分受託者」の欄に記載されている業者で、「最終処分を行った場所」の欄に記載された業者ではないので注意してください。

なお、排出事業者が自ら処分した場合は「999999」を、又、市町村の処理施設で処分するなどマニフェストの交付を要しない者に委託して処分した場合は「888888」を入力してください。

(12) 処分受託者の氏名または名称

当該産業廃棄物の処分を委託(契約)した処分業者名(産業廃棄物処分業許可証に記載されている氏名)を入力してください。(個人の許可の場合、屋号ではなく、個人名を入力。)

- ※ 処分を排出事業者自らが行った場合は、「自社」と入力してください。
- ※ マニフェストの「処分受託者」の欄に記載されている業者で、最終処分を行った場所の欄に記載されている業者ではありません。

(13) 処分場所の住所

当該産業廃棄物の処分場所（都道府県または政令市名）を、 をクリックして表示されるリストから選択してください。（広島県内の場合、広島市、呉市、福山市も選択肢にありますので、該当する場合はそれぞれの市を選択してください。）

※ 処分業者の住所ではありませんので注意してください。

※ マニフェストの「処分受託者」の欄に記載されている業者の処分場所で、最終処分を行った場所の欄に記載されている住所ではありません。

(14) 区間委託をしている場合

区間委託をしている場合は、2社目以降の収集運搬業者の許可番号等を「運搬受託者2」以降に入力してください。

この時、第1区間の運搬先の住所は、2社目の収集運搬業者の受入場所（積替え保管を行った場所）になります。

※ 1ヶ所の処分場に複数の運搬業者が搬入する場合は「区間委託」に該当しません。

「運搬受託者2」以降の欄は使用せず、運搬業者と処分業者の組み合わせごとに別項目で産業廃棄物の処理状況を入力してください。

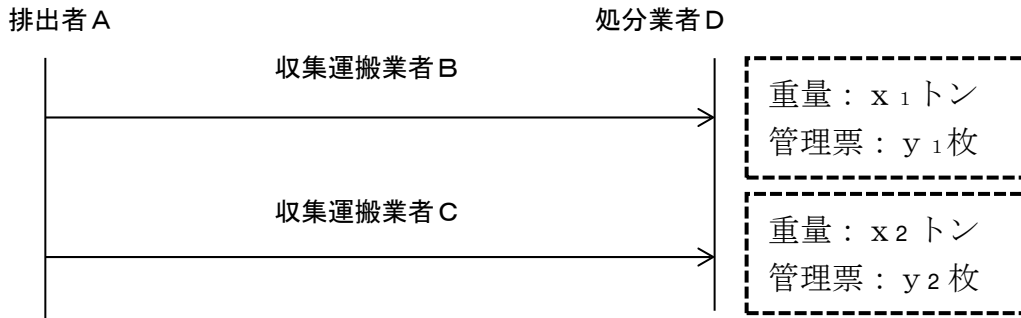
※ 収集運搬業者が1社のみの場合、当該事業者の積替・保管場所を経由する場合でも、区間委託には該当しません。

(15) その他の注意事項

- ・ 運搬受託者が産業廃棄物の一部を他の収集運搬業者に再委託した場合や、同じ種類の廃棄物を排出した場合でも、運搬受託者・処分受託者等の組み合わせが異なる場合は、必ず項目を分けて入力してください。
- ・ 金属くず等を有価で売却した場合でも、運搬を産業廃棄物として収集運搬業者に委託したときは、報告は必要です。
- ・ 一般廃棄物の処理を委託した場合は、産業廃棄物の処理委託に該当しないので報告は不要です。

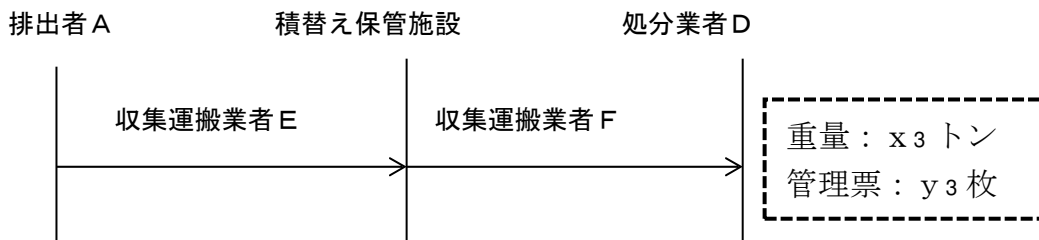
<イメージ>

ア 排出者Aが収集運搬業者B、Cの2社にそれぞれ処分業者Dへ運搬を委託している場合



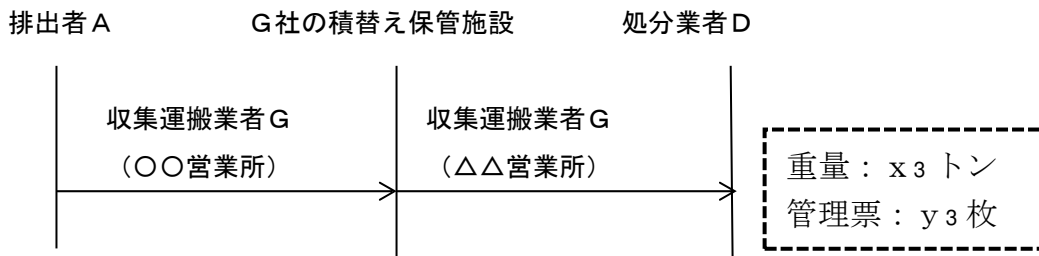
〔 収集運搬業者B及び収集運搬業者Cをそれぞれ、「区間委託なし」として個別に入力（「運搬受託者2」欄以降は使用しない） 〕

イ 排出者Aが収集運搬業者E、Fの2社に区間を区切って収集運搬を委託（区間委託）し、処分業者Dへ運搬を委託している場合



〔 収集運搬業者Eを「運搬受託者」に、収集運搬業者Fを「運搬受託者2」に入力する 〕

ウ 収集運搬業者Gが自社の積替え保管施設を使用して処分業者Dへ運搬している場合



〔 区間委託には該当しないので、収集運搬業者Gを「運搬受託者」に入力する（「運搬受託者2」欄以降は使用しない） 〕

入力例（区間委託なし）

1

廃棄物の種類 必須

排出量（単位：t） 必須
半角数字で入力してください。

管理票の交付枚数（単位：枚） 必須
半角数字で入力してください。

運搬受託者の許可番号 必須
半角数字で入力してください。

運搬受託者の氏名又は名称 必須

運搬者の搬入先 必須

処分受託者の許可番号 必須
半角数字で入力してください。

処分受託者の氏名又は名称 必須

処分場所の住所 必須

運搬受託者 2 の許可番号
半角数字で入力してください。

- 廃棄物の種類を選択
- 排出量を「トン」で入力
- 管理票の交付枚数を入力
- 収集運搬業者の許可番号（下 6 桁）を入力
- 収集運搬業者名を入力
- 搬入先の住所（処分場所の住所）を選択
- 処分業者の許可番号（下 6 桁）を入力
- 処分業者名を入力
- 処分場所の住所（運搬者の搬入先）を選択

入力例（区間委託あり、収集運搬業者が 3 社の場合）

2

廃棄物の種類 ▲

排出量（単位：t） ▲
半角数字で入力してください。

管理票の交付枚数（単位：枚） ▲
半角数字で入力してください。

運搬受託者の許可番号 ▲
半角数字で入力してください。

運搬受託者の氏名又は名称 ▲

運搬者の搬入先 ▲

処分受託者の許可番号 ▲
半角数字で入力してください。

処分受託者の氏名又は名称 ▲

処分場所の住所 ▲

運搬受託者 2 の許可番号
半角数字で入力してください。

運搬受託者 2 の氏名又は名称

運搬者 2 の搬入先

運搬受託者 3 の許可番号
半角数字で入力してください。

運搬受託者 3 の氏名又は名称

運搬者 3 の搬入先

運搬受託者 4 の許可番号

- 廃棄物の種類を選択
- 排出量を「トン」で入力
- 管理票の交付枚数を入力
- 収集運搬業者（1 社目）の許可番号（下 6 桁）を入力
- 収集運搬業者（1 社目）名を入力
- 収集運搬業者（1 社目）の搬入先の住所（運搬受託者 2 への受け渡し場所）を選択
- 処分業者の許可番号（下 6 桁）を入力
- 処分業者名を入力
- 処分場所の住所（運搬受託者 3 の搬入先）を選択
- 収集運搬業者（2 社目）の許可番号（下 6 桁）を入力
- 収集運搬業者（2 社目）名を入力
- 収集運搬業者（2 社目）の搬入先の住所（運搬受託者 3 への受け渡し場所）を選択
- 収集運搬業者（3 社目）の許可番号（下 6 桁）を入力
- 収集運搬業者（3 社目）名を入力
- 収集運搬業者（3 社目）の搬入先の住所（処分場所の住所）を選択

7 手続き申込（申込確認 STEP7）

入力が終わったら、入力画面の最後にある **確認へ進む** をクリックします。

確認画面でエラーメッセージが出なければ確認画面の最後にある **申込** をクリックします。

入力画面（最下部）

運搬者 4 の搬入先
選択してください

運搬受託者 5 の許可番号
半角数字で入力してください。

運搬受託者 5 の氏名又は名称

運搬者 5 の搬入先
選択してください

確認へ進む をクリック

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存

【申込データ一時保存の注意事項】

- 一時保存データは、7 日間電子申請システムに保存します。（7 日を経過すると自動削除します）
- 保存した申込の再開には、「利用者ログイン」または「パスワード」が必要です。
- 「パスワード」は、一時保存完了画面に表示されます。忘れないように記録してください。
- 申込の再開時に再度一時保存を行う場合、一時保存データは上書きされます。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

↓ 入力中のデータを保存する

確認画面

広島県電子申請システム

ログアウト
利用者情報

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容検索

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

申込確認

至業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

報告者情報	
氏（法人名（前））	有限会社
名（法人名（後））	広島やすり製造
住所（郵便番号）	7308511
住所（住所）	広島県広島市中区基町10-52
代表者氏名	広島 太郎

担当者情報	
運搬者 3 の搬入先	
運搬受託者 4 の許可番号	
運搬受託者 4 の氏名又は名称	
運搬者 4 の搬入先	
運搬受託者 5 の許可番号	
運搬受託者 5 の氏名又は名称	
運搬者 5 の搬入先	

エラーメッセージが出なければ **申込** をクリックして終了

< 入力へ戻る | **申込** >

8 手続き申込（申込完了）

受付が終了すると、整理番号とパスワードが表示され、同時に申込完了通知メールが送信されます。申請内容の照会、修正、取り下げ等の時に必要ですので、大切に保管してください。

申込完了画面

広島県電子申請システム 59591

ログアウト
利用者情報

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

申込完了

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の手続きの申込を受付しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号	855-61093
パスワード	T3J-Kj6

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

送信者	denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
送信日時	2021-12-08 15:02
宛先	k-sakurais2841@pref.hiroshima.lg.jp
件名	【申込完了通知メール】

このメールは広島県・市町共同利用型電子申請システムが発行してあります。

手続き名：
産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の申込を受けました。
整理番号とパスワードをお届けします。

整理番号：855-61093
パスワード：T3J-Kj6

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。
申込内容照会の際必要となります。
どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。
他人に知られないよう大切に保管してください。

問い合わせ先
広島県 環境県民局 産業廃棄物対策課
電話：082-513-2963
FAX：082-211-5374
メール：kansanhaiki@pref.hiroshima.lg.jp

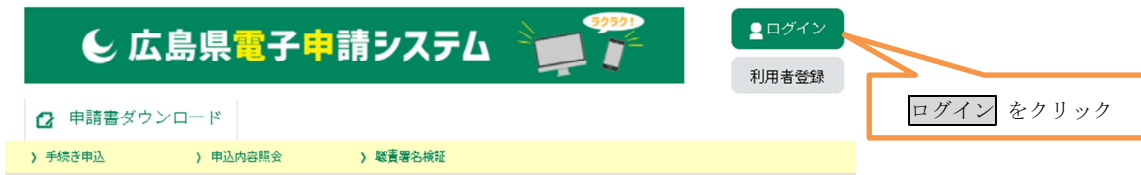
このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

9 申込内容の修正

申し込み手続きを終了した後、内容を修正したい時は、申込が受理される前であれば、電子申請システムのトップ画面から申込内容を照会し、その内容を直接修正することができます。

(1-1) 申込内容の照会（利用者登録をしている場合）

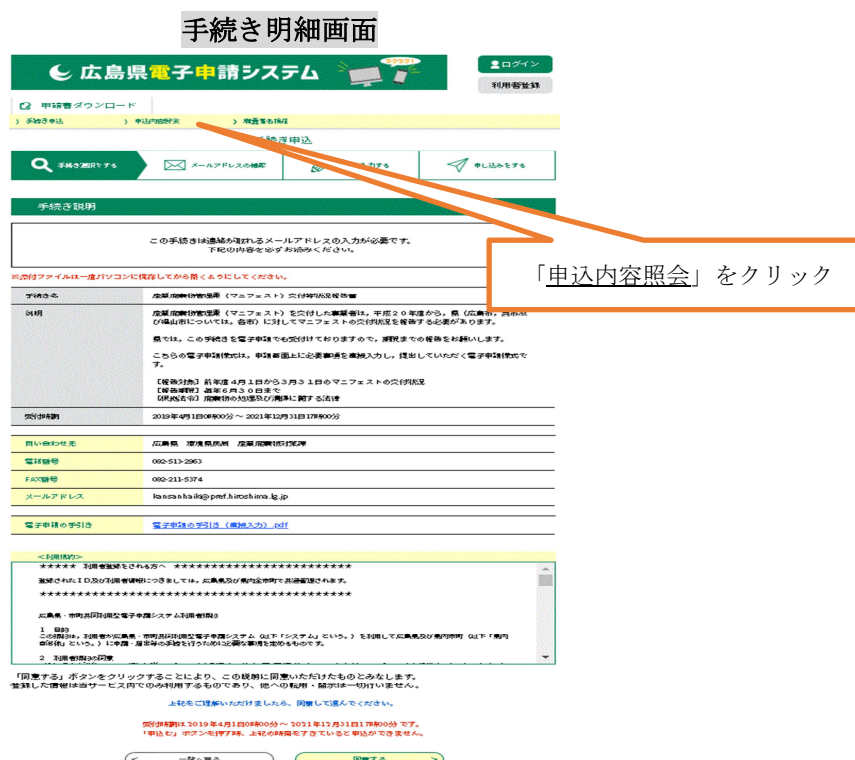
- ① 広島県電子申請システム画面の右上にある「ログイン」アイコンをクリックします。



- ② 「利用者 ID」と「パスワード」を入力し、下の「ログイン」をクリックします。



- ② ログインすると、同意画面になりますが、「同意する」は押さないでください。
そのまま、上部にある「申込内容照会」をクリックすると申込一覧の画面になります。



- ③ 申込一覧の修正したい整理番号の「操作」の欄の **詳細** をクリックします。

申込一覧画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

ログアウト
利用者情報

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 ~

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索 >

2022年03月17日 11時14分 現在

並び替え 申込日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
810058082424	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書	広島県 環境部長 産業廃棄物対策課	2022年3月17日11時	処理待ち	詳細>

詳細 をクリック

- ④ 申込詳細画面が表示されるので、修正を行う申請であることを確認してください。
この時、「処理状況」の欄が「処理待ち」又は「返却中」の場合は申込内容を変更することができます。

画面を一番下までスクロールし、**修正する** をクリックすると入力可能な申込変更画面になります。（16 ページ（2）申込内容の修正に続く。）

申込詳細画面

広島県電子申請システム

ログアウト
利用者情報

申請書ダウンロード

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

手続き名	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書
整理番号	810058082424
処理状況	処理待ち
処理履歴	2022年3月17日11時7分 申込

伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

申込内容

報告者情報

氏（法人名（前）） 有限会社

連絡先4の法人先

連絡先5の許可番号

連絡先5の氏名又は名称

連絡先5の法人先

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込した内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

一覧へ戻る 再申込する

修正する 取消する

「処理状況」の欄が「処理待ち」又は「返却中」であれば修正可能です。

「修正する」をクリックすると入力可能な画面になります。

このボタンは絶対押さないでください。
同じ内容が再度送信され、申請が二重になります。

(1-2) 申込内容の照会（利用者登録をしていない場合）

- ① 「申込内容照会」をクリックします。

電子申請システムトップ画面

広島県電子申請システム

ログイン
利用者登録

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職員署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	産廃廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書
受付時期	2019年4月1日08時00分～2022年3月17日17時00分

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

利用者登録される方はこちら

「申込内容照会」をクリック

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または名手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または名手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

- ② 申込照会画面で、メールで送信された「整理番号」、「パスワード」を入力し、
照会する をクリックします。

広島県電子申請システム

ログイン
利用者登録

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職員署名検証

申込内容照会

申込照会

整理番号を入力してください

123456789
申込完了画面、通知メールに記載された
整理番号をご入力ください。

パスワードを入力してください

申込完了画面、通知メールに記載された
パスワードをご入力ください。

照会する をクリック

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

照会する >

整理番号 及び パスワード を入力

照会する をクリック

申込詳細画面（(1-1)の④と同様の画面）が表示されますので、画面を一番下までスクロールし、**修正する** をクリックすると入力可能な申込変更画面になります。

(2) 申込内容の修正

- ① 申込変更画面で、申込内容を修正し、画面を一番下までスクロールして、**確認へ進む** をクリックします。
- ② 申込変更確認画面で修正内容を確認し、間違いなければ画面を一番下までスクロールして、**修正する** をクリックします。

申込変更画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

申込内容照会

申込変更

届出中の手続き名: 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書

報告者情報

氏 (法人名 (前)) 必須

個人の場合 記載例) 広島本部 → 広島
法人の場合 記載例) 広島株式会社 → 広島

氏 有限会社

氏 (法人名 (後)) 必須

個人の場合 記載例) 広島本部 → 本部
法人の場合 記載例) 広島株式会社 → 株式会社

名 広島やすり製造

連絡受託者5の氏名又は名称

連絡者5の届入先

確認へ進む

申込変更確認画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

申込内容照会

申込変更確認

以下の内容で修正してよろしいですか?

手続き名	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書
整理番号	81005082424
処理状況	処理待ち
処理履歴	2022年3月17日 11時7分 申込

申込内容

報告者情報

氏 (法人名 (前)) 有限会社

氏 (法人名 (後)) 広島やすり製造

住所 (郵便番号) 7308511

住所 (自治体) 広島市中区基町 1-0-52

連絡受託者4の氏名又は名称

連絡者4の届入先

連絡受託者5の許可番号

連絡受託者5の氏名又は名称

連絡者5の届入先

修正する

申込変更完了画面が表示され、修正が完了しました。これで手続きは終わりました。

申込変更完了画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

申込内容照会

申込変更完了

手続き内容の修正が完了しました。

詳細へ戻る

※修正後の申込内容を確認したい時は 詳細へ戻る をクリック

なお、**詳細へ戻る** をクリックすると、申込詳細画面で修正後の申込内容が確認できます。申込詳細画面では、処理履歴に修正日時が追記され、修正後の申込内容が表示されます。申込内容欄には、修正後の内容が表示され、修正前と内容に変更があった部分は青色で表示されます。(削除をした部分は、そのまま消えています。)

10 申込の取り下げ

申し込み手続きを終了した後、申込を取り下げたい時は、「8 申込内容の修正」と同様に、申込が受理される前であれば、電子申請システムのトップ画面から申込内容を照会し、その申込を取り下げることができます。

申込内容の修正と同様の手続きを行い、「申込詳細画面」を一番下までスクロールし、「**取下げる**」をクリックすると、取下げ事由入力画面になります。

取下げ事由を入力し、「**確認へ進む**」をクリックすると申込取下げ確認画面になりますので、「申込取下げ確認画面」を一番下までスクロールし、「**取下げる**」をクリックすると申込取下げ完了画面になり、取り下げが完了するとともに取下げ完了通知メールが送信されます。

取り下げ事由入力画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

申込内容照会

取下げ事由入力

取下げ事由を入力してください。

手続き名	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書
整理番号	81005808
処理状況	処理待ち
処理履歴	2022年3月17日11時43分 修正 2022年3月17日11時7分 申込

取下げ事由

取下げ事由を入力してください

入力文字数: 0 / 2000

< 詳細へ戻る **確認へ進む** >

取下げ事由を記入

確認へ進む をクリック

申込取下げ確認画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

申込内容照会

申込取下げ確認

以下の申込を取下げてもよろしいですか？

手続き名	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書
整理番号	810058082424
処理状況	処理待ち
取下げ事由	
処理履歴	2022年3月17日11時43分 修正 2022年3月17日11時7分 申込

申込内容

報告者情報

氏（法人名（限））	有限会社
名（法人名（限））	広島やすり製造

法人番号の記入先

連絡受注者5の許可番号

連絡受注者5の氏名又は名称

連絡者5の記入先

< 入力へ戻る **取下げる** >

取下げる をクリック

申込取下げ完了画面

広島県電子申請システム

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会

申込内容照会

申込取下げ完了

整理番号：[REDACTED]の申込を取下げました。

< 詳細へ戻る

産業廃棄物の種類

別紙 1

	廃棄物の種類	具体例
産業廃棄物	燃え殻	事業活動に伴い生じる石炭がら、焼却残灰、炉清掃排出物等
	汚泥	めっき汚泥、下水汚泥、ペントナイト汚泥、ビルビット汚泥等
	廃油	切削油、廃食用油、印刷インキかす等 (※可燃性のものは特別管理産業廃棄物)
	廃酸	写真定着廃液、廃ジュース類等 (※pH2.0 以下のものは特別管理産業廃棄物)
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃石けん液等 (※pH12.5 以上のものは特別管理産業廃棄物)
	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、塗料かす、廃農業用フィルム等
	紙くず 【業種指定】	印刷くず、製本くず、建設(解体)現場から排出される紙くず等
	木くず 【業種指定】	貨物物流用木製パレット、建設(解体)現場から排出される木くず等
	繊維くず 【業種指定】	建設(解体)現場から排出される天然繊維くず等 (※合成繊維は廃プラスチック類)
	動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業等から排出される大豆かす等、乳製品生成残さ等
	動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥等
	ゴムくず	天然ゴムくず (合成ゴム、廃タイヤは廃プラスチック類)
	金属くず	切削くず、スクラップ、トタン板等
	ガラスくず等	煉瓦くず、陶磁器くず等 (※工作物の除去に伴うコンクリートくずはがれき類)
	廃石膏ボード	防音材くず、壁材くず等
	鉱さい	スラグ、のろ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
	がれき類	工作物の除去等に伴うコンクリート破片、アスファルトがら、廃スレート等
	動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業の事業活動に伴って生じた動物のふん尿
	動物の死体 【業種指定】	畜産農業の事業活動に伴って生じた動物の死体
	ばいじん	電気集じん機、バグフィルタ、サイクロン等で捕集したダスト等
	13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので全各欄に該当しないもの
	建設混合廃棄物	がれき類に木くず等管理型廃棄物が混在し、安定型処分場に搬入できないもの
	シュレッダーダスト	廃自動車等を破碎し有用物を分離収集した残さ
	石綿含有産業廃棄物	非飛散性のアスベストを含む産業廃棄物
	水銀使用製品産業廃棄物	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの
	水銀含有ばいじん等	水銀を一定以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリ
	廃自動車	自動車、自動二輪車等で不要となったもの
	廃電気機械器具	
	鉛蓄電池	廃自動車用バッテリー (※水溶液は特別管理産業廃棄物)
	乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池
廃電池類(上記以外)	上記以外の電池類	
特別管理産業廃棄物	可燃性廃油	引火点 70℃未満の廃油、揮発油類、灯油類、軽油類
	腐食性廃酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0 以下の酸性廃液
	腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	病院等で発生する感染性病原体が付着している恐れのある廃棄物
	廃 PCB 等	PCB を含む廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物
	廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等
	指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害鉱さい	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害燃え殻	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害廃油	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害廃酸	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害廃アルカリ	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害ばいじん	判定基準を超過する有害物質を含むもの
特定有害 13号廃棄物	判定基準を超過する有害物質を含み、特別管理産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の特別管理産業廃棄物に該当しないもの(特定有害産業廃棄物処理物)	

【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/m)。

産業廃棄物				特別管理産業廃棄物	
種 類	換算係数	種 類	換算係数	種 類	換算係数
燃え殻	1.14	鉱さい	1.93	可燃性廃油	0.90
汚泥	1.10	がれき類	1.48	腐食性廃酸	1.25
廃油	0.90	動物のふん尿	1.00	腐食性廃アルカリ	1.13
廃酸	1.25	動物の死体	1.00	感染性産業廃棄物	0.30
廃アルカリ	1.13	ばいじん	1.26	廃PCB等	0.90
廃プラスチック類	0.35	13号廃棄物	1.00	廃石綿等	0.30
紙くず	0.30	建設混合廃棄物	0.26	指定下水汚泥	1.10
木くず	0.55	シュレグダグスト	—	特定有害鉱さい	1.93
繊維くず	0.12	石綿含有産業廃棄物	—	特定有害燃え殻	1.14
動植物性残さ	1.00	水銀使用製品産業廃棄物		特定有害廃油	0.90
動物系固形不要物	1.00	水銀含有ばいじん等		特定有害汚泥	1.10
ゴムくず	0.52	廃自動車	—	特定有害廃酸	1.25
金属くず	1.13	廃電気機械器具	1.00	特定有害廃アルカリ	1.13
ガラスくず等	1.00	鉛蓄電池	—	特定有害ばいじん	1.26
廃石膏ボード	1.00	乾電池	—	特定有害13号廃棄物	1.00
		廃電池類	—		

【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】 「2t車1台」といった場合は、積載した廃棄物の体積を推計し、上記換算係数を掛けて重量計算する方法がある。

日本標準産業分類 (大・中分類) (令和5年6月改定)

大分類	中分類	具体例
A 農業	農業	
	林業	
B 漁業	漁業 (水産養殖業を除く)	
	水産養殖業	
C 鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	
D 建設業	総合工事業	
	職別工事業 (設備工事業を除く)	
	設備工事業	電気設備工事業、給排水設備工事業等
E 製造業	食料品製造業	
	飲料・たばこ・飼料製造業	
	繊維工業	
	木材・木製品製造業 (家具を除く)	
	家具・装備品製造業	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	
	印刷・同関連業	
	化学工業	
	石油製品・石炭製品製造業	
	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	
	ゴム製品製造業	
	なめし革・同製品・毛皮製造業	
	窯業・土石製品製造業	
	鉄鋼業	
	非鉄金属製造業	
	金属製品製造業	
	はん用機械器具製造業	
	生産用機械器具製造業	
	業務用機械器具製造業	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	電気機械器具製造業	
	情報通信機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	
	その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	
	ガス業	
	熱供給業	
	水道業	上水道業、下水道業、水道用水供給事業等
G 情報通信業	通信業	
	放送業	
	情報サービス業	
	インターネット附属サービス業	
	映像・音声・文字情報制作業	
H 運輸業、郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
	倉庫業	
	運輸に付帯するサービス業	
	郵便業 (信書便事業を含む)	

大分類	中分類	具体例
I 卸売業、小売業	各種商品卸売業	
	繊維・衣服等卸売業	
	飲食品卸売業	
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	
	各種商品小売業	
	織物・衣服・身の回り品小売業	
	飲食品小売業	
	機械器具小売業	
	その他の小売業	
	無店舗小売業	
J 金融業、保険業	銀行業	
	協同組織金融業	
	貸金業、クレジットカード業等持預金信用機関	
	金融商品取引業、商品先物取引業	
	補助的金融業等	
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
K 不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	
	不動産賃貸業・管理業	
	物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	
	専門サービス業（他に分類されないもの）	
	広告業	
	技術サービス業（他に分類されないもの）	
M 宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	
	飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	
	その他の生活関連サービス業	
	娯楽業	
O 教育、学習支援業	学校教育	
	その他の教育、学習支援業	
P 医療、福祉	医療業	
	保健衛生	
	社会保険・社会福祉・介護事業	
Q 複合サービス事業	郵便局	
	協同組合（他に分類されないもの）	
R サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業（別掲を除く）	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	
	政治・経済・文化団体	
	宗教	
	その他のサービス業	
外国公務（他に分類されるものを除く）		
S 公務（他に分類されないもの）	国家公務（他に分類されるものを除く）	
	地方公務（他に分類されるものを除く）	
T 分類不能の産業	分類不能の産業	